

広報

たなべ

'72.2

No. 89

田辺町役場

TEL 山城田辺

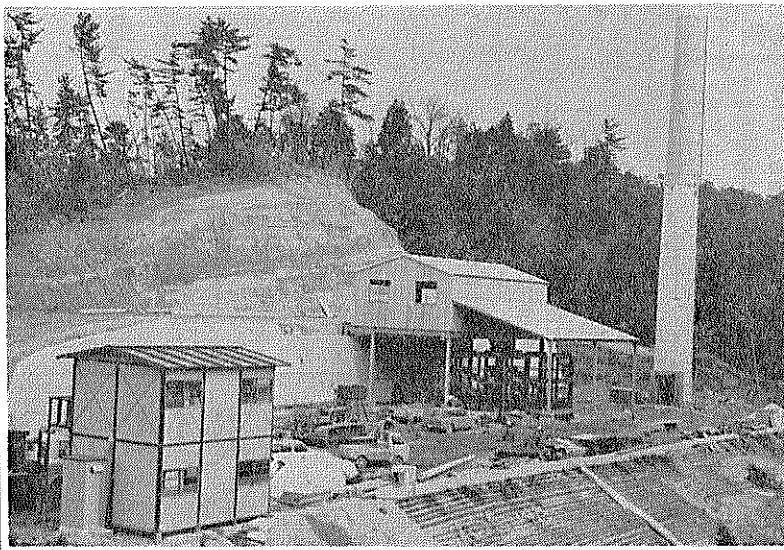
07746-②-0271

発行人 京都府田辺町企画広報課

印刷所 奥田印刷 KK

特集

新しい町づくり推進の最大の課題



じんかい焼却場の拡張

つぎつぎに
生活環境を整備

いま、私たちのふるさと田辺は、京阪神の大都市の近郊にあって、いちじるしい変容をきたしつつあります。そして、住民の生活水準の向上や人口の増加によって、住民のすべてが日常不便のない、豊かで、文化的な生活を営むことができるよう、生活環境の整備が、町施策の中でもとくに重要視されています。

一日も早く、環境衛生センター建設を

住民のみなさんにおねがい

田辺町長 原田喜代次

いま町が直面しています。最大の施設は「環境衛生センター」の建設であります。このセンター建設について、私が現在考えておりまして、これを申しあげ、みなさんの深いご理解と全面的な協力を得たいと思いまして。それはどうして、環境衛生センター建設の位置を田辺町大字三山木小字芝立地条件ですが、この地先に選んだかを、ご説明申しあげます。こうした誰からも好んで歓迎されない施設は、一地区のみ

普賢寺川沿いであることか

保全に、つねに努められる

と考えたわけです。(つぎに)

ません。このセンターの敷地についても、必要敷地の

三倍程度の広範な用地を確

保し、附近の環境向上をは

うようなことは、まずあり

かるため、小公園風な緑地

帯をつくり、近代的な科学

とくにセンター建設が定地

周辺のみなさん、こうした

私の考え方を理解していただ

り、一層のご協力をたまわ

りますよう、お願い申しあげます。

どうか、住民のみなさん

を覚悟していきます。

そして、町が将来理想と

する、完全な公共下水道施

設建設への第一歩にしたい

として、町は、こんごとも

賢寺川の西川橋下流に放流

し、農業用水には影響をあ

ります。このためには、町住民の

すべてのみなさんの深いご

理解のもとに、本町の「環

境衛生センター」が一日も

早く実現するよう一層のご

協力をお願いし町も本当に

協力ををお願いし町も本当に

早い実現するよう一層のご

協力ををお願いし町も本当に

新春 こう例の

町初出式に勢ぞろい

ことしも新春こ

う例の町消防団初出式をさる一月七日朝から普賢寺

いました。

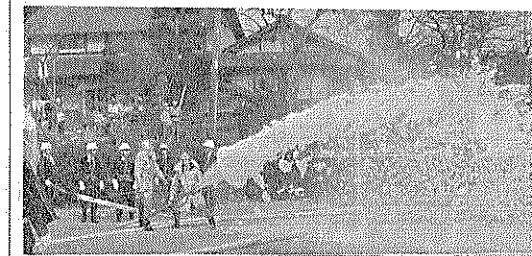
私たちの生命と財産を火災から守

のもしい訓練風景は、見物のみなさ

んに喜ばれました。

(写真は、ことしの町消防団初出式の消火訓練)

町をまるもる368名



町の社会福祉事業に寄附

昨年十二月二十二日死亡され

た伊藤可純さんの奥さん、富美子さん(田辺町東林)から、町の社会福祉事業に使ってくださいと、ご主人の香典から三万円の寄附を受けました。

家族ぐるみ

町村交通災害共済に加入を

1日1円で
毎日ふえるばかり
交通事故は毎日
毎日ふえるばかり
です。
死んだ人の遺族
やけをがした人の不幸は今
さら言うまでもあります。
今日は他人の身でも明日
はわが身となるかも知れません。万一の交通事故に備えて、家族ぐるみでの共済に加入しましょう。加入者は年々ふえていますが、本町の加入者は四十六年度で三千百六十三名です。町人口に対する加入率は十三ペセントで、残念なことに府下最下位です。ぜひ加入者を増やしたいものです。これまで加入している人も、これから加入されることになっています。これまた加入している人も申し込み手続きをしてください。

◇加入者資格は、府下の町に住所を有する人で、住書、治療期間を明記した事故証明書の証明書(死亡のときは民登録または外国人登録の登録本)を添えます。◇共済掛金は一人年額三百六十円で、うち三十五円は町が負担をしますから、三百三十円をおさめてください。ただし、掛け金は掛けます。◇共済期間は四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間。ただし組合町外村から年度の途中で転住してきたりなど、特別の事情がある場合は、いつまで加入できますか? たしかに四月一日以後に加入した日から一年以内に災害が加重の場合には、最初の負傷の日から二年内。(ただし、この期間中に治療を受けたものに限る) ◇請求期間は、災害を受けた翌日からの残りの期間となります。あつて四月一日以後に加入したときには、その受理された翌日からの残りの期間となります。翌年の三月三十一日までの一年間。ただし組合町外村から年度の途中で転住してきたりなど、特別の事情がある場合は、いつまで加入できますか? たしかに四月一日以後に加入した日から一年以内に災害が加重の場合には、最初の負傷の日から二年内。(ただし、この期間中に治療を受けたものに限る) ◇見舞金を支払わない場合の請求期限せまる

引揚者特別交付金

大住に分譲住宅を建設

四十八年度は二百五十戸

京都府住宅供給公社(理事長・山田副知事)はこのほど、本町大住地域に造成する分譲住宅の建設計画を作成しました。

この建設計画によると、

面積四十万平方メートル、

総工費約百三十億円という

ことです。四十七年度中に

具体的なマスター・プランを

作成し造成のあと四十八年

度から住宅の建設にかかる

といふことです。

四十八年度に三百五十戸

四十九年度に三百戸(以上)

二階建てのテラスハウス)

五十年度、五十二年度にそ

うことです。

四十九年度に三百五十戸(二階建

和二十一年八月十五日)まで

昭和二十二年の自作農創

設特別措置法(農地改革)

によって、処分され売り渡

しを受けられた農地(一部

宅地をぶくむ)の所有権の

登記がされているかどうか

か、もう一度京都地方法務

確認してください。確認の

会事務局へおたづねください。

1. 配偶者、2. 子、3. 父母となつています)

(自分の名義になつていな

い。(町農業委員会から)

農地の所有権の確認を登記所で

確認を登記所で

農地の所有権の確認を登記所で

